

第 8 3 回 評 議 員 会

部 会 提 出 議 案

平成 19 年 11 月 9 日
全 国 市 議 会 議 長 会

目 次

1. 地方交付税の確保について	北海道部会	1
2. 補助金適正化法の改正等について	四国部会	2
3. デジタル放送の難視聴等解消に向けた支援策について	東北部会	3
4. 地域医療福祉の充実と自治体病院経営改善の支援について	北信越部会	4
5. 後期高齢者医療制度に関する財政措置の拡充について	関東部会	5
6. 地方における医師の確保について	関東部会	6
7. 地域医療の充実について	東海部会	7
8. 地域医療の確保・充実について	近畿部会	8
9. 後期高齢者医療制度の充実を求める要望	近畿部会	9
10. 後期高齢者医療に係る政・省令や関係通知等の迅速な発出及び 被保険者への周知について	中国部会	10
11. 後期高齢者医療制度に関する財政支援措置等について	九州部会	11
12. 北海道新幹線の建設促進について	北海道部会	12
13. 地震・津波対策について	東北部会	13
14. 北陸新幹線の早期整備について	北信越部会	15
15. 道路整備予算の確保について	東海部会	16
16. 地方における道路整備の促進と道路特定財源制度の確保について	中国部会	17
17. 東南海・南海地震対策に係る支援並びに道路整備の促進について	四国部会	18
18. 九州における高速交通網の整備充実について	九州部会	20

※ 部会提出議案につきましては、ご提出いただいたまま掲載しております。

地方交付税の確保について

北海道部会提出
説明担当・士別市

地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、一定水準の行政サービスを確保するため、資源の再配分を行う地方固有の共有財源であり、地方自治体にとっては、地方税と並んで極めて重要な一般財源である。

しかし、今年度の地方財政計画においては、普通交付税は全国で4.4%削減され、来年度概算要求においてはさらに4.2%削減する方向が示されているところである。北海道においても、都市全般にわたって大幅に削減されており、もとより厳しい財政状況のもと、影響は極めて大きく、このままではさらに危機的状況になることが予想される。

よって、国においては、厳しい地方の財政状況にも鑑み、地域間格差を調整する機能を有する地方交付税について、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方が提案している「地方共有税構想」を実現し、すべての地方自治体が国に依存せずに地方のあるべき行政サービスを提供することができるよう改革するとともに、その原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。
- 2 税源移譲により財政力格差が拡大する財政力の弱い自治体の安定的な財政運営を確保するため、財源保障と財政調整の両機能を強化すること。また、地方交付税の算定方法の見直しなど、適切な対応策を講ずること。
- 3 地方公共団体の安定的な財政運営に支障をきたすことのないよう、地方が必要とする交付税総額を確保すること。また、地方の財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率引き上げで対応すること。
- 4 景気対策や政策減税等により国が後年度に財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。
- 5 地方財政の予見可能性を高め、地方自治体が計画的な財政運営を行うことができるよう地方団体の意見を反映した「中期地方財政ビジョン」を早期に策定すること。

補助金適正化法の改正等について

四国部会提出
説明担当・三豊市

市町の合併に伴い、国庫補助金等の交付を受け、地域住民のために整備した類似施設が多数存在している。これらを他の用途に転用する場合、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が厳然と存在し、国に対して、残存価値に値する部分の補助金等の返還が余儀なくされる。

しかしながら、平成の大合併による効果を市民から強く求められており、既存公共施設の利用目的を他用途へ転用することで、公共施設の有効活用を速やかに進めいかなければならない。

国の市町村合併支援本部では、市町村合併支援プランが策定され、支援策の一つである「補助施設の他用途転用の取扱い」の中で、「転用に係る承認の判断に当たり、合併という事情に十分考慮するものとする」とされているが、極めてあいまいで具体性に欠け、実効性のある支援策とは思われない。

よって、国においては、特例法等、特別な配慮の中で、一定の建築年数を経過する公共施設の財産処分制限期間の短縮や補助金返還の免除等、弾力的制度改正または権限移譲など、本法律の運用見直しを強く要望する。

デジタル放送の難視聴等解消に向けた支援策について

東北部会提出
説明担当・盛岡市

2011年のデジタル放送への全面移行を確実に達成するため、全国に約18,400施設ある辺地共聴施設のデジタル化改修の所要経費の一部を補助する支援策が出されました。

しかし、この支援策は、既存の施設改修のみを対象としており、有線共聴施設においては、事業主体が市町村に限定されておりますが、辺地共聴施設には、共聴組合が所有するものもあり、共聴組合が事業主体となるものについても、その対象とする必要があります。

また、無線共聴施設においては、電波利用料の問題が考えられます。デジタル化改修における視聴者負担のほか、新たに電波利用料の負担を求められることがあります。

さらに、デジタル放送の電波は、受信障害に強い伝送方式を採用しているといわれていますが、電波の指向性が強いため、山間部などのように放送電波が弱く、テレビが見えにくい難視聴地域がなくなるわけではなく、むしろ、新たな難視聴地域の発生も予想されます。しかしながら、新たに設置される辺地共聴施設に対する支援策は講じられておりません。

地上波のデジタル化は、高度情報社会に向けた我が国のIT戦略において極めて重要な課題でありますので、その普及にあたり、デジタル化に対応した難視聴等解消のための補助事業の見直しと拡充を強く要望します。

地域医療福祉の充実と自治体病院経営改善の支援について

北信越部会提出
説明担当・富山市

今日、自治体病院は、民間の医療機関では対応が困難なへき地医療や救急医療などに積極的に取り組み、地域住民の健康の維持・増進を図る地域医療の中核として重要な役割を担っております。

しかし、厳しい勤務状況による医師・看護師の不足が一層深刻になる中、平成 18 年度には、過去最大の診療報酬の引下げが行われ、さらに厳しい経営状況に直面しております。

このため、自治体病院においては、経営の効率化を図りながら、さらに、地域住民が安心して良質な医療を受けられるように努めているところでありますが、安定した医療の確保には、これまで以上に医師・看護師の確保と経営の安定化が必要あります。

のことから、自治体病院が地域医療の中核として引き続き地域住民から信頼される医療を提供するために、次の事項について積極的な支援を図られるよう強く要望します。

記

- 1 地方においては医師の確保が非常に困難な状況であることから、医師臨床研修制度の見直しを図り、地方に従事する医師（特に産婦人科・小児科医）の確保に万全を期すこと。
- 2 医師の養成については、特にへき地や過疎地の診療所に従事する医師を優先的に確保すること。
- 3 看護師養成所機関の充実などを図り、看護師確保対策を積極的に進めること。
- 4 「7 対 1 看護」に代表される施設基準や運用などの要件の見直しを行うこと。
- 5 自治体病院の経営基盤安定のため財政支援の充実を図ること。

後期高齢者医療制度に関する財政措置の拡充について

関東部会提出
説明担当・前橋市

平成 18 年 6 月の「健康保険法等の一部を改正する法律」により、現行の老人医療制度が廃止され、平成 20 年 4 月から新たに 75 歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が施行されることとなった。

すでに全国の都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合が組織され施行に向けての準備事務が進められているが、新たに市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築の経費及びそのメンテナンス経費については、これら経費の財源を負担する市町村財政を圧迫しているものと言っても過言ではない実態にある。

ちなみに群馬県の場合、平成 19 年度のシステム関連経費は 2 億 6100 万円余であるが、国庫補助金はわずか 1200 万円余であり、その補助割合は 5% にも満たず、県の補助も皆無である。さらに、このシステムの導入後 5 年間のランニング経費は 7 億 1300 万円が見込まれているにもかかわらず、これに対する国庫補助の措置はないものと仄聞している。

また、県内各市における後期高齢者医療制度の施行に伴うシステム改修経費についても、住民基本台帳関係事業費及び国民健康保険関係事業費として多額な経費が見込まれるもの、これに対する国庫補助も国の示す基準額の 1/3 に相当する額となっており、本制度の施行に伴う市の財政負担も過大なものとなっている。

よって、市町村と広域連合間のオンラインシステムの構築、市町村の電算システムの改修等、電算システムに係る経費に対する十分な財政措置を講じていただきたく強く要望する。

地方における医師の確保について

関東部会提出
説明担当・都留市

地方都市を中心に医師の不足が進行する中、特に農村部の自治体では、極めて深刻な状況にある。

とりわけ、産科、小児科医の不足は危機的とされ、少子化に拍車をかける事態を招くことも懸念されるが、個々の自治体の取り組みには限界がある。よって、国は地方における適切な医療提供体制を立て直すため、恒常的に地域や診療科における医師の需要を評価しつつ、地域において不足する診療科について、医師確保のための措置を至急講じるとともに、地方自治体の取り組みへの支援、医師偏在の調整や医師派遣制度の確立を図ること。

医師不足の要因として、平成 16 年 4 月から実施されている臨床研修制度により、大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引き上げ減少が生じていること。公的病院等での医師の過酷な勤務実態。地域医療機関の経営状況の悪化。女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が十分に講じられていないことなどの要因が複合的に作用しているとされている。

本市内においても、年間 300 回の出産取り扱いを数える民間病院の産科が、医師の確保が困難との理由から、本年 9 月をもって閉鎖の方針を打ち出したため、多くの市民から存続を望む声があがっている。市としても、最大限の努力を行っているが、医師不足の解消と地域医療体制の確立に向けて、国による根源的な対策を要望する。

地域医療の充実について

東海部会提出
説明担当・豊橋市

高齢化社会を迎えるにあたり、わが国における医療を取り巻く環境は大きく変化している。地域間の医師の偏在や小児科、産科など特定の診療科での医師不足が顕著になっているとともに、医療現場では、入院日数の短縮化や医療安全への取組みにより、業務量は増え続けている。

また、国民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備、充実が極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、下記事項について実効性のある対策を速やかに講じるように強く要望する。

記

- 1 地域医療の確保対策として、病院・診療所の管理者となる要件にべき地医療や周産期医療等への従事経験を付加することや、女性医師の就業環境の整備を進めるなど実効性のある対策を推進すること。
- 2 地方公共団体が行う医師確保対策に対し、十分な財政支援措置を講ずること。
- 3 安全で質の高い看護を持続的に提供できるよう、診療報酬上の評価を含め、看護師確保に対する諸施策を確立し、実行すること。

地域医療の確保・充実について

近畿部会提出
説明担当・養父市

少子高齢化の進展、医療ニーズの多様化など医療を取り巻く環境は、大きく変化し、地域における医療環境の整備、充実が極めて重要となっております。

併せて、平成 16 年から実施をされました新医師臨床研修制度が原因で、地方病院の医師不足は深刻な状況であります。

特に、小児科・産婦人科の医師不足はさらに深刻で、多くの地方病院において休診を余儀なくされているところであり、安心な子育て支援の少子化対策に逆行している状況であります。

市民が、安心できる地域医療体制の確保は自治体の責務であり、各地方自治体では、様々な方策により医師確保に努めていますが、独自の対策には限界があり、国において抜本的な対策を講じられることを要望するものであります。

記

1. 医師の確保を図るとともに、地域偏在をなくすなど、医療提供体制の整備について、国の制度や方針を確立すること。
2. 小児科、産婦人科、麻酔科など、地域の公的医療機関において医師不足にある診療科の維持を図るため、医師確保の緊急措置を講じること。
3. 公的医療機関の役割に鑑み、経営安定化や医師確保に対する財政支援措置を拡充すること。

後期高齢者医療制度の充実を求める要望

近畿部会提出
説明担当・箕面市

平成 18 年 6 月に成立した医療制度改革関連法により、平成 20 年 4 月から新たに独立した医療制度として、75 歳以上の後期高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設される。

この制度の運営主体として、各都道府県において全市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が設立され、準備がすすめられているところである。

同制度については、広域連合間で医療や負担すべき保険料に格差が生じるおそれがあること、原則対象者全員が保険料を負担することになるため、これまで被用者保険の被扶養者であった高齢者に新たな負担が生じること、また、市町村においては、運営費としての財政負担の増大が懸念される等の問題点が指摘されている。

今後一層の高齢化が進むなかで、すべての高齢者が安心して暮らせるよう、新たな「後期高齢者医療制度」は、後期高齢者の健康と生命を守り得るものでなければならない。

よって、国においては、後期高齢者や市町村に過重な負担を生じさせることなく、「後期高齢者医療制度」が充実した制度となるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 後期高齢者医療制度の実施にあたっては、いつでも誰でも平等に医療を受けることができるよう、地域による医療の格差を生じさせないような制度づくりに努めること。
- 2 保険料負担や給付水準設定には十分配慮されるとともに、とりわけ、低所得者に対しては、保険料及び窓口一部負担金の減免を行うなど、十分な配慮を行うこと。
- 3 広域連合の運営においては、後期高齢者の意思を十分に反映させ、透明性を確保するとともに、速やかな情報開示がなされるようにする等、制度づくりに際しては、必要な配慮を行うこと。
- 4 制度実施にあたり増加が予想される市町村の事務経費に対する財政的措置を講じること。
- 5 電算処理については、広域連合と市町村のデータ交換が確実に行えるようシステムを整えること。また、個人情報の保護など情報セキュリティに十分配慮するなど、制度の円滑実施に向けて万全を期すこと。

後期高齢者医療に係る政・省令や関係通知等の 迅速な発出及び被保険者への周知について

中 国 部 会 提 出
説明担当・岡山市

75歳以上の後期高齢者的心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢社会に対応した新たな医療制度として、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行される。

これにより、従前の老人保健医療制度では保険料負担のなかった社会保険の被扶養者なども保険料を負担することとなる。その保険料については原則年金から天引きされることとなるが、保険料率算出の根拠となる政・省令が未だ公布されていないなど、国の対応の遅れが目立つ。

さらに、社会保険の被扶養者などについては2年間、保険料の均等割り部分の5割軽減が実施されるが、対象者の把握、また対象者への周知などについても、未だ明確な方針は示されていないばかりか、現在、国において保険料負担のあり方を再検討している状況である。

このように、未だ政・省令が公布されず、制度の細部が明確にならないために地方自治体においては十分な事務処理が行えず、住民はもとより、自治体においても大きな不安を抱えている。混乱無く制度移行を進めるためには、早期からの広報活動が不可欠である。

よって、国におかれでは、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、市町村や広域連合の事務に支障が生じないよう、迅速に政・省令や関係通知等を発出していただくとともに、制度の趣旨や内容について国民の理解と協力を得られるよう十分な広報活動を行い、また、被用者保険の保険者への周知徹底を図られるよう強く要望する。

後期高齢者医療制度に関する財政支援措置等について

九 州 部 会 提 出
説明担当・春日市

国民皆保険制度を維持するために様々な医療制度改革が行われる中、平成 20 年度から 75 歳以上の高齢者については、現行の老人保健制度を改め、新たに後期高齢者医療制度が創設される。

後期高齢者医療制度は、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営するが、窓口業務や保険料徴収業務は市町村が行うこととなっている。

以上のことから、市町村にとっては広域連合の共通経費の負担に加え、新たな窓口業務や保険料徴収業務に係る財政的な負担が重くなることになる。

国においては、制度の変更に伴い市町村に新たに発生する財政的な負担について、超過負担が生じないよう充分な財政支援措置を講じられるとともに、後期高齢者医療保険の被保険者が必要な医療を安心して受けられるよう、充分な低所得者対策を講じられることを強く要望する。

北海道新幹線の建設促進について

北海道部会提出
説明担当・札幌市

北海道新幹線は、「新青森・新函館間」が着工され、3 年目を迎えたが、「渡島当別トンネル」の掘削など、着実に建設工事が進められています。

平成 19 年度においては、建設事業費が前年度を大きく上回る 100 億円が計上されたほか、未着工となっている「新函館・札幌」間についても、長万部・俱知安両駅の「駅部調査」が予定されているなど、新幹線建設促進に対する道民の期待は益々高まっております。

北海道新幹線は、首都圏はもとより、東北、北関東圏との文化・経済交流の促進や、新産業の創出等の効果をもたらすものであり、魅力と活力に満ちあふれた北海道を築き上げ、21 世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本であります。

既に開業している各整備新幹線においては、その開業効果を確実に上げ続けております。

今、560 万道民は、新青森・新函館間の早期完成はもとより、札幌延伸が一日も早く実現することを強く願っております。

つきましては、「必要に応じ隨時見直しを行う」とした平成 16 年 12 月の政府・与党申合せに基づき、早期に整備スキームの見直しを行い、未着工区間の整備促進を図っていただきたく、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 一．新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- 一．新青森・新函館間の早期開業
- 一．公共事業費の重点配分などによる建設財源の確保及び地域負担に対する財源措置の充実・強化

地震・津波対策について

東北部会提出
説明担当・登米市

平成 15 年発生の宮城県沖、宮城県北部を震源とした連続地震、さらには平成 17 年 8 月発生の宮城県沖を震源とした地震は、本県に甚大な被害をもたらし、災害時の通信体制の脆弱さを露呈させました。また、先般の平成 19 年新潟県中越沖地震の被害状況を目のあたりにし、大規模地震対策の更なる強化を急ぐ必要性を痛感させられたところであります。

日本海溝沿いの海域には、近い将来、極めて高い確率で震度 6 弱以上の地震の発生が想定される宮城県沖をはじめ、大規模地震の震源域が多数存在し、大津波の発生とともに、甚大な被害が懸念されております。

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震対策特別措置法の推進に関する特別措置法」に基づく地震防災対策推進地域の指定を受け、各自治体においては、市民生活の安全・安心の確保のため、防災対策をさらに充実・強化することが急務の課題となっております。

よって、国及び県においては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

- 1 国は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、具体的な施策の実施と事業メニュー化を推進すること。
- 2 国は、地震災害時において、避難所にも指定される学校教育施設・社会教育施設等公共施設の耐震診断・整備について、財政措置の充実強化を図ること。
- 3 国は、災害発生時において、迅速な情報収集・提供を図るとともに、医療機関をはじめ、関連機関などとの円滑な情報交換を行うため、各種情報通信手段の確保のための技術上の支援や財政上の措置を行うこと。
- 4 国は、宮城県東部及び三陸沿岸地域を津波災害防止のための観測強化地域指定に向け、海底の地殻変動等を検知する機器の設置、地震計・津波計の増設など、地震・津波に関する早期避難のための観測体制の整備を充実すること。

- 5 国は、早期避難を主とする津波防災のための効果的なソフト対策として、沿岸の津波計やG P S 波浪計などのネットワーク化による「津波防災ネットワークシステム」等、ハード面の対策を補完する防災システムの早期導入を図ること。
- 6 国及び県は、住民の生命・財産を守り、迅速な復旧等を可能にするため、津波防波堤や防潮堤など海岸保全施設等の整備により津波・高潮対策を推進すること。
- 7 国は、災害発生時において、緊急物資の搬入・輸送等重要な役割を担う空港、港湾・漁港施設等の耐震強化を図ること。
- 8 国は、被災者の生活再建支援制度について、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図るとともに、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、被害認定基準の改善など運用面の整備を図ること。

北陸新幹線の早期整備について

北信越部会提出
説明担当・小浜市

北陸新幹線は、日本海国土軸の形成や東海道新幹線の代替補完機能を確保するための重要な国家的プロジェクトであり、沿線地域の交流を飛躍的に活発化させ、地域の産業や経済の発展に大きく寄与するものと期待されています。

現在、長野—金沢間においては、平成 18 年 4 月に白山総合車両基地が認可され整備が進められており、また福井県においては、平成 17 年 6 月に福井駅部の工事が着工され、同年 12 月には南越—敦賀間の工事実施計画の認可申請が行われるとともに、芦原温泉駅についても平成 17 年度から整備新幹線建設推進高度化等事業による駅部調査に着手するなど、大きな進展がみられています。

しかしながら、未着工区間の取り扱いや建設財源の安定的確保など多くの課題が残されています。

つきましては、平成 16 年 12 月の政府・与党申し合わせにおける「必要に応じ隨時見直しを行う」との条項に基づき、整備スキームについて早期に見直しを行い、北陸新幹線の一日も早い全線フル規格による整備促進が実現されるよう、次のとおり要望します。

記

- 1 長野—金沢（白山総合車両基地）間及び福井駅部の早期完成を図ること。
- 2 金沢（白山総合車両基地）—敦賀間の工事実施計画の一括認可と早期整備を図ること。
- 3 まちづくりとの整合性を図るため、芦原温泉駅部調査を着実に推進すること。
- 4 公共事業費の重点配分などにより、安定的な事業の実施が可能となる建設財源の確保を図るとともに、地域負担に対し適切な財源措置を講ずること。
- 5 JR から経営分離される並行在来線の経営が成り立つよう、事業用資産の取得などについて特別の財政措置を講ずること。

道路整備予算の確保について

東海部会提出
説明担当・湖西市

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支え、健全で安心できる暮らしがと地域社会の形成を図る上で重要な社会資本である。特に、自動車に交通手段を依存する地方都市においては、地域住民の日常生活と密接な関係にあり、安全で良好な生活環境を創造し次世代に引き継ぐためにも、道路整備は極めて重要である。

現在、国の骨格を成す幹線道路ネットワークの整備が着々と進められている。しかし、これらにアクセスする一般国道や主要地方道などの道路の現状は、質・量ともに満足できる状況ではない。渋滞解消による沿道環境保全、交通安全対策、避難路の防災対策等緊急的かつ計画的な道路整備の推進が求められており、地域の発展や活性化、安定した市民生活の向上を目指すため、道路整備財源の確保は不可欠である。

よって、国においては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項に特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 地方における道路整備に対するニーズは依然として高いことから、今後においても道路整備に必要な財源を確保すること。
- 2 活力ある地域づくりを進めるため、高規格幹線道路などの幹線道路ネットワークの整備を一層推進すること。
- 3 安全で快適な生活環境を確保するため、生活に密着した道路整備の推進対策を講ずること。

地方における道路整備の促進と道路 特定財源制度の確保について

中 国 部 会 提 出
説明担当・長門市

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な公共施設であり、その整備は全国民が長年にわたり熱望してきているところです。

しかし、中国地方においては、骨格をなす高規格幹線道路網が完成していない上に、自動車交通への依存度が高い地方に関わらず、道路整備水準が低い状態にあるなど、道路に関する課題が山積しています。

特に山陰自動車道は、鳥取県を起点に島根県から山口県に至る、日本海沿岸都市を結ぶ総延長380kmの高規格幹線道路です。山口県内における山陰自動車道整備については、現在、「萩・三隅道路」（L=15.2km）が整備中であり、このうち長門市三隅から萩市明石間（L=7.1km）が平成19年度に、県内で初めて供用開始される予定など、全線380kmのうち供用延長はわずか100km、供用率約26%と、全国的に最も遅れている状況であり、その早期整備は大きな課題となっています。

少子高齢化や地域間格差が進むなか、救急医療の敏速化など安心・安全快適な市民生活の実現を図るために、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となってきており、この促進については国の当然の使命であると言えます。

また、災害に強く、緊急時の迂回路的な道路の必要性からも道路の整備は地域住民の願いであります。

よって、国においては、中国地方の一体的浮揚を図るため、日本海沿岸都市を結ぶ山陰自動車道等の建設に係る下記の事項について、早急かつ確実な対応を頂きますよう、強く要望いたします。

記

- 1 中国地方の住民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、受益者負担という道路特定財源の主旨により、真に必要な道路整備の財源を確保すること。
- 2 中期計画を作成するにあたっては、地域間格差への対応、国際競争力の強化、安全・安心の確保、豊かな生活環境等の観点から、中国地方の道路整備を広く汲み取るとともに、住民の期待に応える道路整備を計画的かつ着実に推進すること。
- 3 山陰自動車道は山陰地域にとって最も必要な社会基盤であり、地域の社会経済の発展を支えるためにも、未着手、未整備区間の早期事業化及び早期整備を図ること。
- 4 中国地方の骨格を成す高速道路網ですら未完成であるなど、地方の強いニーズを切り捨てている状況を踏まえ、国民の要望に応えられるだけの道路財源を確保すること。また、予算の配分にあたっては、特に整備の遅れている地方に対して重点的に配分すること。

東南海・南海地震対策に係る支援並びに道路整備の促進について

四国部会提出
説明担当・高知市

四国では、「東南海・南海地震防災対策推進地域」として国より指定を受け、地震や津波からの防護及び円滑な避難の確保等に関する「推進計画」を定め、ソフト・ハードの両面からの地震対策を実施しているところです。

特に、津波による被害が予想される地域では、住民の生命と財産を守ることを基本とし、避難場所や避難経路等の防災対策を推進しております。

内閣府による東南海・南海地震に係る被害想定は、建物全壊棟数約 3 3 万棟から約 3 6 万棟、死者数約 1 万 2 千人から 1 万 8 千人、経済的被害約 5 7 兆円と想定されており、収容避難施設や緊急輸送道路の確保・整備、生活関連物資の確保等に早期に取り組む必要があります。

また、四国においては、地理的・地形的要因等により、住民生活や社会経済活動を支える道路の整備水準は全国的に見て非常に遅れています。

こうした中、昨年 12 月、国において「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、真に必要な道路整備は計画的に進めることとし、毎年度の予算で道路歳出を上回る税収は一般財源とすることが示されており、地震等の災害時における緊急輸送道路などの「命の道」さえ整備されていない地域の道路整備は、多大な影響を受けることが懸念されるところあります。

よって、国においては、東南海・南海地震対策事業を計画的かつ効果的に推進するとともに、地域住民の道路整備に対する切実な願いと道路整備が遅れている実情を十分に把握の上、地方の道路整備の重要性、緊急性を深く認識し、次の事項について、特段の配慮がなされるよう、強く要望します。

記

1 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で指定される

地域における地震対策の重要性・緊急性に十分配慮し、収容避難施設や緊急輸送道路の整備を図るとともに、橋梁等の道路施設の耐震化を推進していくこと。

- 2 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」と同等な補助制度を創設すること。
- 3 災害発生時「命の道」となる「四国8の字ルート」を形成する四国横断自動車道（阿南～鳴門間）、阿南安芸自動車道及び四国西南地域の高速道路の早期完成・整備促進を図ること。
- 4 道路特定財源を安定的に確保することにより、真に必要な道路整備を計画的に推進し、地域間交流・連携と、地域の自立や競争力強化を図るため、整備の遅れている地方へ重点的に配分すること。
- 5 京阪神への農産物等の物流の効率化を図るため、徳島自動車道と高松自動車道板野ICを接続するとともに、徳島自動車道へのアクセスを向上するために同自動車道にICの増設を行うこと。
- 6 高速ネットワークの効率的活用、機能強化と物流コストの低減を図るため、本州四国連絡道路を含む高速道路料金の見直しや多様で弾力的な料金設定等を行うこと。

九州における高速交通網の整備充実について

九 州 部 会 提 出
説明担当・水俣市

国土の中央部から遠隔にある九州においては、本州方面並びに九州内各地域を連結する高速交通網の整備が遅れている現状にあり、九州全体の発展と活性化を阻害する要因ともなっている。

道路交通網の整備促進は、地域間の連携を支援するとともに、産業、経済、観光、文化の振興に寄与し、地域格差の是正及び均衡ある発展を図るため、極めて重要かつ喫緊の課題である。

九州の高速交通網が早期に整備されることは、九州地域内に限らず、本州との相互交流が促進され、国土全体の産業、経済の成長が図られ、地域においても医療、防災等の住民生活の向上が図られるなど多面的な効果をもたらすものと期待されている。

よって、国においては、九州地域の一体的発展を図るため、新幹線（九州新幹線西九州ルート・鹿児島ルート）、高規格幹線道路（東九州自動車道、西九州自動車道、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道）及び地域高規格道路の建設促進、早期全線整備を強く要望する。